

中津川市総合計画について

総合計画の概要

「総合計画」とは、市の最上位に位置付けられる計画で、中長期的なまちづくりの指針となるものです。

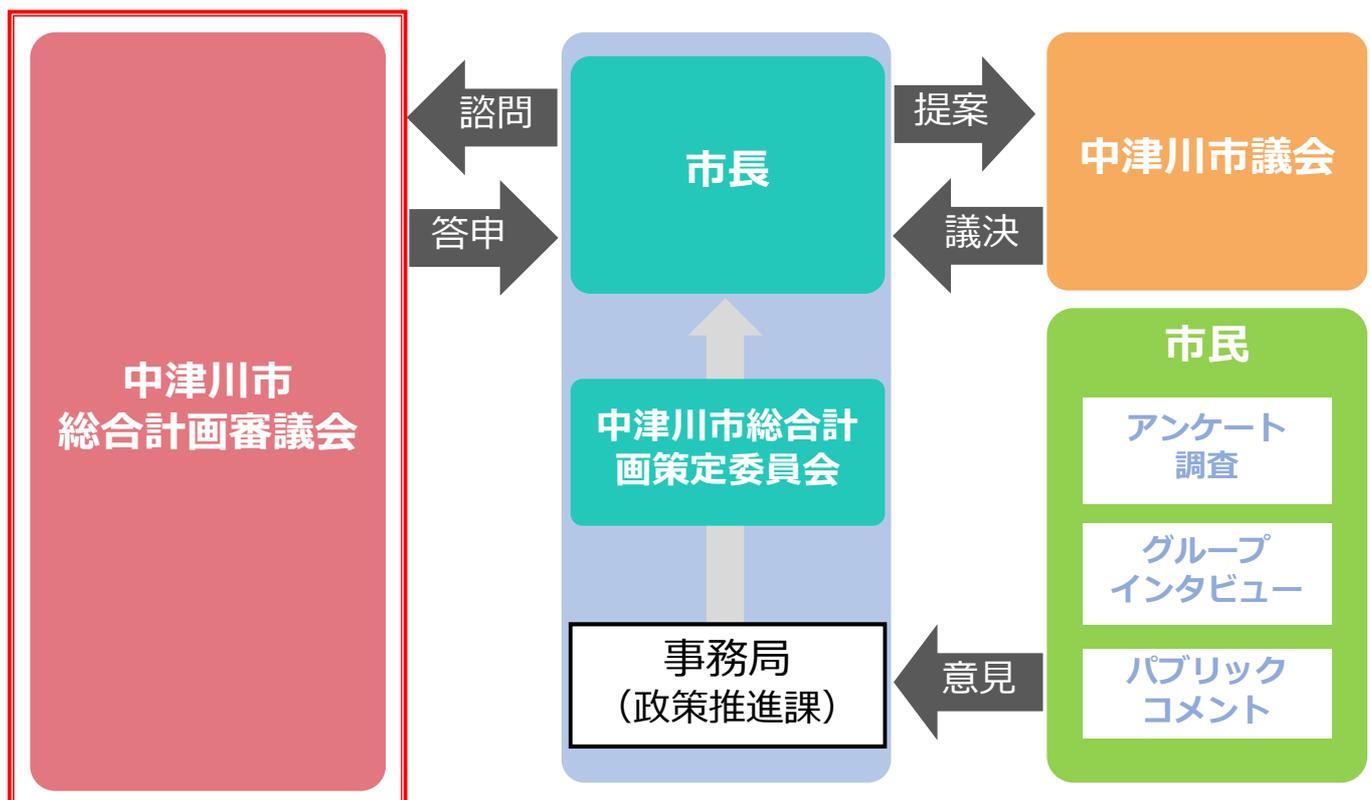
総合計画は、一般的に「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構造をもち、市の目指す将来像やそれを実現するための施策、事業などが定められます。

総合計画の策定体制

中津川市総合計画の策定は、市民の意見に基づいた案を市において作成し、中津川市総合計画審議会に諮問を行い、基本構想及び基本計画について中津川市議会の議決を得て策定します。

● 総合計画策定の体制

- ・中津川市総合計画審議会
総合計画に必要な審査や審議を行う。識見を有する者、各種団体の推薦する者、住民等21名で構成。
- ・中津川市総合計画策定委員会
全体的な計画の方針等について決定を行う。庁内18名で構成。



中津川市総合計画審議会について

審議会の概要

「中津川市総合計画審議会」は、中津川市附属機関の設置等に関する条例に基づき、市長の附属機関として設置されます。

24人以内の委員で構成され、総合計画の策定に関する必要事項についての調査及び審議を行います。

審議会の任期等

委員の任期：令和6年8月30日から令和8年3月31日まで

会議の回数：令和6年8月から令和7年12月までの間に5回程度を想定

審議の内容：総合計画基本構想及び基本計画の素案の審議

審議会設置の根拠

☑ 地方自治法

(委員会・委員及び附属機関の設置)

第138条の4

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

☑ 中津川市附属機関の設置等に関する条例

(設置) 第2条 別表に定めるところにより、審議会等を設置する。

(組織) 第3条 審議会等は、別表に定める委員定数により組織する。

(任期) 第4条 審議会等の委員の任期は、別表に定めるところとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項本文の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

別表

審議会等の名称	担任する事項	委員の任期	委員の定数
中津川市総合計画審議会	総合計画の策定に関する必要事項についての調査及び審議	諮問期間	24人以内

次期総合計画の策定方針

- 1 総合計画は、「基本構想」「基本計画（前期・後期）」「実施計画」の3層構造とします。
- 2 基本構想の計画期間は令和9年度から令和18年度までの10年間とします。
- 3 基本計画は前期、後期に区分するものとし、それぞれ各5年の計画とします。

